

○宇城広域連合入札・契約に係る情報公表要領

平成29年4月1日 宇城広域連合告示第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、宇城広域連合（以下「広域連合」という。）の入札、契約の手続きのより一層の透明性、競争性を確保するため、契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、広域連合が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等業務とする。

(入札及び契約内容等の公表)

第3条 入札及び契約内容等の公表は、次に掲げる事項に従い、行うものとする。

(1) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- ア 入札に参加した者の商号又は名称及び入札金額
- イ 建設工事等の名称、入札日時、担当課名、予定価格
- ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額
- エ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
- オ 指名した者の商号又は名称

(2) 公表する時期は、次のとおりとする。

- ア 前号ア、イ、エ及びオについては、作成したときとする。
- イ 前号ウについては、契約締結後速やかに公表する。

(3) 公表の方法は、次のとおりとする。

- ア 第1号ア、イ、エ及びオについては、閲覧方式により公表する。
- イ 第1号ウについては、広域連合ホームページに掲載して閲覧に供する方法により公表する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。